**様式第１号**

申込日：令和　　年　　月　　日

**災害救助法の住宅の応急修理申込書**

上天草市長　堀江　隆臣　様

　住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。

　なお、住宅の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市の担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】

【現在の住所】

【現在の連絡先（ＴＥＬ）】　　　　　　　　　　（自宅・携帯・勤務先・その他）

【生年月日】 明治・大正・昭和・平成　　年　　月　　日生（　　歳）

【氏　　名】

**１　被災日時**　　　　　令和　７年　８月　１１日

**２　災害名　　（令和７年８月６日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害）**

**３　住宅の被害の程度**　　全　壊、　大規模半壊、　中規模半壊、

半　壊、　準半壊

○市町が発行する「り災証明書」に基づき、被害の程度に“○”を付けてください。

○中規模半壊以下の場合は、「資力に係る申出書」（様式第２号）も併せて提出してください。

**４　被害を受けた住宅の部位**（※該当箇所に○をつけてください。）

**・**　屋根　　**・**　サッシ　　 **・**　柱　　　**・**　上下水道の配管

**・**　床　　　**・**　ガスの配管　　**・**　外壁　　**・**　給排気設備の配管

**・**　基礎　 **・**　電気・電話線・テレビ線の配線

受付欄

市町村にて受付日・受付番号を記載

**・**　梁　 　 **・** 　トイレ 　**・**　ドア 　 **・**　浴室

**・**　窓　　 **・**　その他（　 　　　　　　　　）

**５　賃貸型応急住宅への入居（半壊以上）**

　　該当するものに✔をしてください。

**☐**希望する　　**☐**希望しない　　**☐**未定

　　（希望する場合のみ）応急修理期間について

**☐**１か月を超えると見込まれる。

**☐**１か月を超えると見込まれない。⇒入居できません。

**住宅の被害状況に関する申出書**

**（住宅の応急修理に関する参考資料）**

令和　　年　　月　　日

上天草市長　堀江　隆臣　様

住所

氏名

※　災害救助法に基づく住宅の応急修理制度とは、**自らの資力で**修理を行うことができず、当面の日常生活に**最低限必要な場所を確保できない方**に対して、**必要最小限の修理**を行うものです。

**１　応急修理対象箇所について**

　　修理を希望する箇所は以下の部分です。

　　※　この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない居室（居間・寝室）・炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下です

修理対象箇所

**２　床について　１**の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

　（※　床の構造は、床組（床の骨組み）＋床の下地板＋表面の仕上材からなっています。）

□　床組　または　下地板　が壊れている。

□　下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。

□　仕上材のみの不具合　→　制度の対象外です。

**３　壁について　１**の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| （※壁の構造は、 | ①　柱・はり＋下地材＋表面材（壁紙など） |
|  | ②　柱・はり＋仕上板（プリント合板・板など） |
|  | ③　柱・はり＋竹組下地＋塗仕上げ　　　からなっています。） |

□　柱・はり　または　下地板　が壊れている。

□　下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。

□　下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障ある。

□　壁紙がはがれているのみ　→　制度の対象外です。

**４　屋根について　１**の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

　（※屋根の構造は、小屋組＋屋根の下地材＋表面の仕上材からなっています。）

□　屋根の下地材　が壊れている。

□　雨漏りにより、天井・内壁・床に大きな被害があり、１室以上を使用できない。

□　屋内に浸水した痕跡がみられない、浸水被害が軽微　→　制度の対象外です。